

平成23年12月 9日

## 「地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要」に関する意見の募集

平成23年8月30日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正される地方財政法の規定に基づき、民間資金債に係る地方債届出制度を平成24年度から導入することを予定しています。

総務省では、このたび、別添のとおり「地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要」（以下「政令案概要」といいます。）を取りまとめました。

つきましては、政令案概要について、平成23年12月10日（土）から平成24年1月9日（月）までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

## 1 地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要

政令案概要は、別紙のとおりです。

なお、政令案概要については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

## 2 意見募集

別添の政令案概要（PDF）についてご意見を提出される方は、住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより、以下のご意見の提出先に、別紙の様式にて平成24年1月9日（月）10時までに必着で送付してください（日本語で作成願います。）。

なお、ご意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。また、ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 3 今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいたご意見等を踏まえ、来年1月下旬を目途に、地方財政法施行令等の一部を改正する政令案を閣議に諮る予定です。

## 【提出先】

自治財政局地方債課

担 当：赤岩理事官、前田係長、三好事務官

TEL：03-5253-5629

FAX：03-5253-5631

E-mail：[s.maeda@soumu.go.jp](mailto:s.maeda@soumu.go.jp)

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

意見書

平成 年 月 日

総務省自治財政局地方債課あて

郵便番号  
（ふりがな）  
住所  
（ふりがな）  
氏名（注1）  
電話番号  
電子メールアドレス

「地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とすること。別紙にはページ番号を記載すること。